

厚生労働省和歌山労働局発表
令和元年7月30日

| | |
|--------|--------------------------|
| 担 当 | 厚生労働省 和歌山労働局 雇用環境・均等室 |
| | 監理官 福田 真二 |
| | <個別労働紛争関係> |
| | 労働紛争調整官 山田 悦史 |
| | <均等関係> |
| | 室長補佐 太田 順吾 |
| | 電 話 073 (488) 1170 |
| | F A X 073 (475) 0114 |

「いじめ・嫌がらせ」に関する相談が11年連続最多

— 平成30年度 個別労働紛争解決制度等の利用状況 —

和歌山労働局（局長 池田 真澄）は、平成30年度の個別労働紛争解決援助制度等の利用状況をまとめましたので、公表します。

【平成30年度の総合労働相談の概況】

総合労働相談件数は、8,106件で前年度と比べ307件、率にして3.9%増加した。

うち、民事上の個別労働紛争相談（※1）件数は、1,433件で前年度と比べ250件、率にして14.9%の減少。均等関係法令相談（※2）件数については、810件で前年度と比べ209件、率にして34.8%増加した。

1 個別労働紛争の相談等状況について

- ① 相談内容をみると、「いじめ・嫌がらせ」に係る相談が605件と平成20年以降11年連続最多となり、個別労働紛争相談の約3割（29.3%）を占めている。
- ② 助言・指導（※3）申出件数は、89件（前年度57件）、あっせん（※4）申請件数は、16件（前年度14件）と、助言・指導申出件数、あっせん申請件数ともに増加した。

2 均等関係法令の相談等状況について

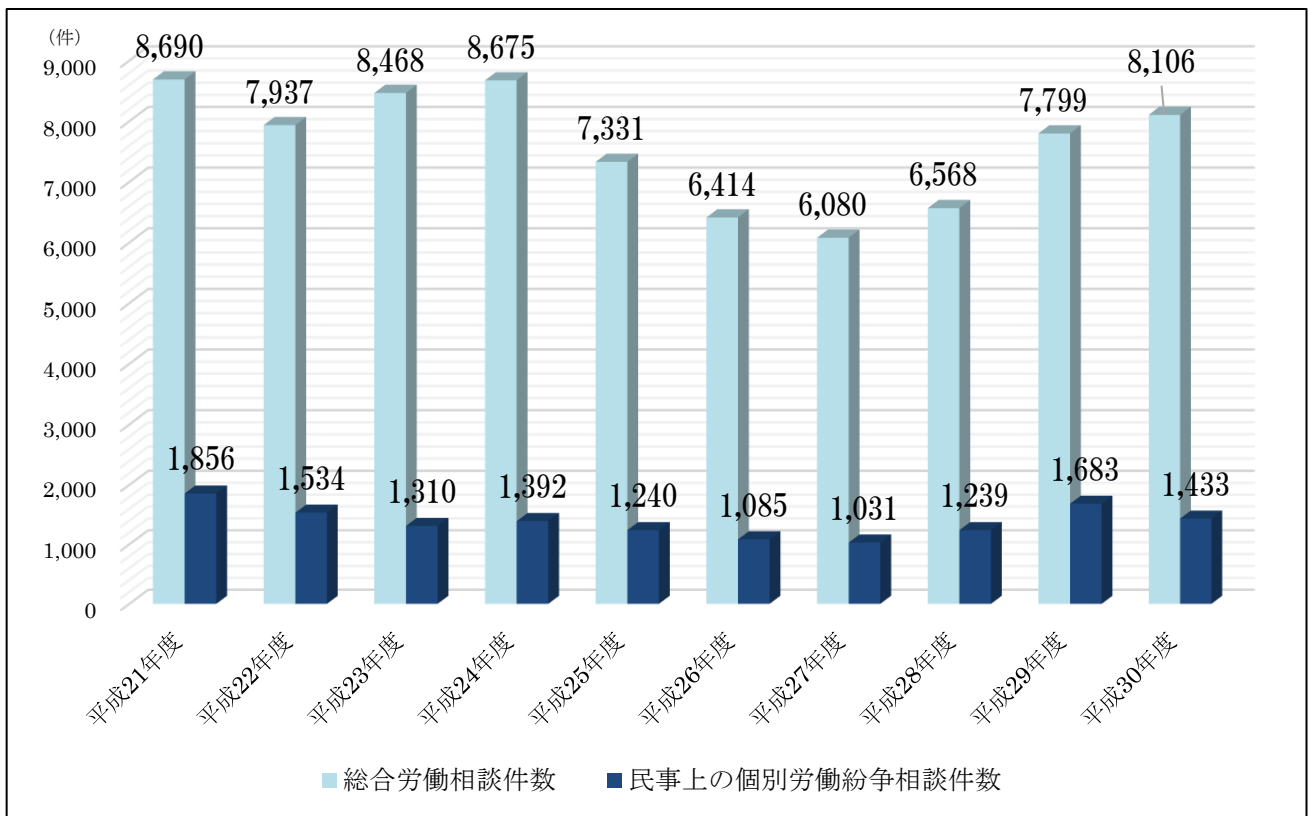
- ① 相談内容をみると「育児・介護休業法」に関する相談件数が579件と前年度に引き続き最多となり、均等関係法令相談の約7割（71.5%）を占めている。
- ② 相談者の属性をみると、労働者からの相談件数が253件となっており、前年度と比べ103件の増加、率にして68.7%の増加となっており、相談内容は、**セクシュアルハラスメントに関する相談**が51件（労働者からの相談件数の20.2%）と最も多く、前年度の30件から**大幅に増加**している。次いで、育児休業制度に関する相談が46件（同18.2%）となっている。
- ③ 労働局長による紛争解決の援助（※5）の申立て件数は、4件（男女雇用機会均等法関係が2件、育児・介護休業法関係が2件）となっている。

1 総合労働相談の状況

和歌山労働局では、労働局及び県内5か所の労働基準監督署内に、労働問題に関するあらゆる相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置している。平成30年度の相談件数（平成28年度から、都道府県労働局の組織の見直しにより「雇用環境・均等室」が設置され、これまで「雇用均等室」で対応していた均等関係法令に関する相談も一体的に労働相談として対応することとなったため、それらの相談件数も含まれる。）は、平成27年度以降増加傾向にあり、平成30年度は8,106件、前年度と比べ307件（率で3.9%）の増加となっている。また、相談件数の55.7%にあたる4,515件が労働者（求職者を含む）からの相談となっている。（第1図-1、-2）

民事上の個別労働紛争に関する相談（個別労働紛争相談）については1,433件となっており、前年度と比べると250件（率で14.9%）の減少となっている。（第1図-1、-2）

第1図-1 総合労働相談及び個別労働紛争相談の推移



第1図-2 総合労働相談の内容

| | | | |
|-------------------------------|---|-------------------------|----------------------------|
| 相談者の属性 計 8,106 件 | ① 労働者（求職者） 4,515 件（55.7%） | ② 事業主 1,875 件（23.1%） | ③ その他・不明 1,716 件（21.2%） |
| 相談者の性別 計 8,106 件 | ① 男 4,260 件（52.6%） | ② 女 3,495 件（43.1%） | ③ 不明 351 件（4.3%） |
| 相談の区分（①～④の区分で計上） 計 9,125 件 | ①個別労働関係紛争 1,433 件 ②法令、制度の問合せ 5,447 件 ③労働基準法等の違反の疑いがあるもの 1,453 件 ④その他 792 件 | | |

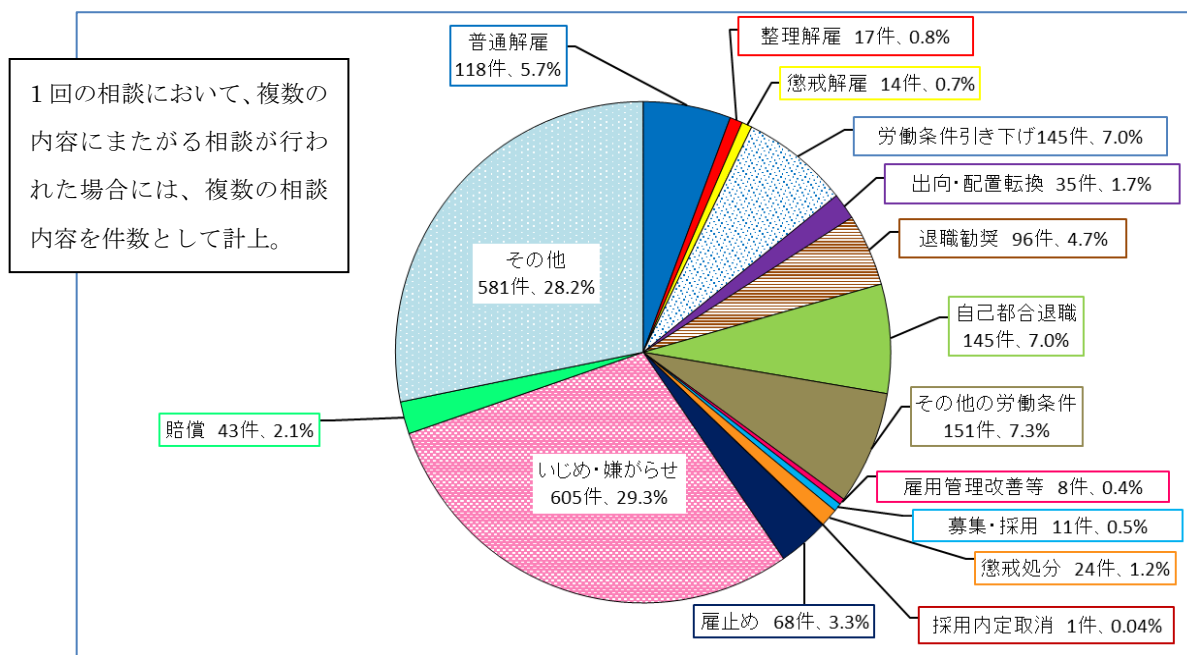
2 個別労働紛争の相談状況

(1) 相談内容別状況について

平成30年度の個別労働紛争相談の内容をみると、「いじめ・嫌がらせ」が605件（個別労働紛争相談全体の29.3%）となっており、11年間連続で最多となっている。

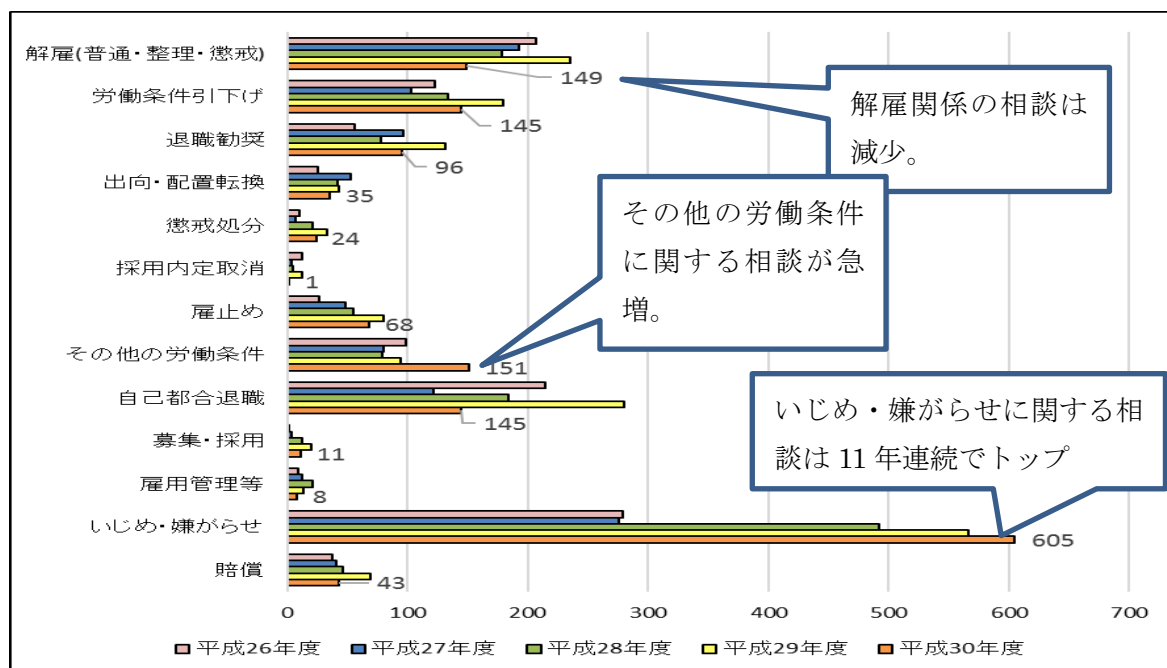
また、「いじめ・嫌がらせ」以外の相談については、全体的に前年度より減少しているが、「その他の労働条件」は151件となっており、前年度の94件から増加している。（2図-1、-2）

■第2図-1 個別労働紛争相談の内訳（平成30年度 合計2,062件）



注)「その他」には、離職票の交付、給与明細、源泉徴収票の交付に関する相談が含まれる。

■第2図-2 平成26年度から平成30年度までの個別労働紛争相談の内容



注)「その他の労働条件」には、労働時間や年次有給休暇等に関する相談が含まれる。

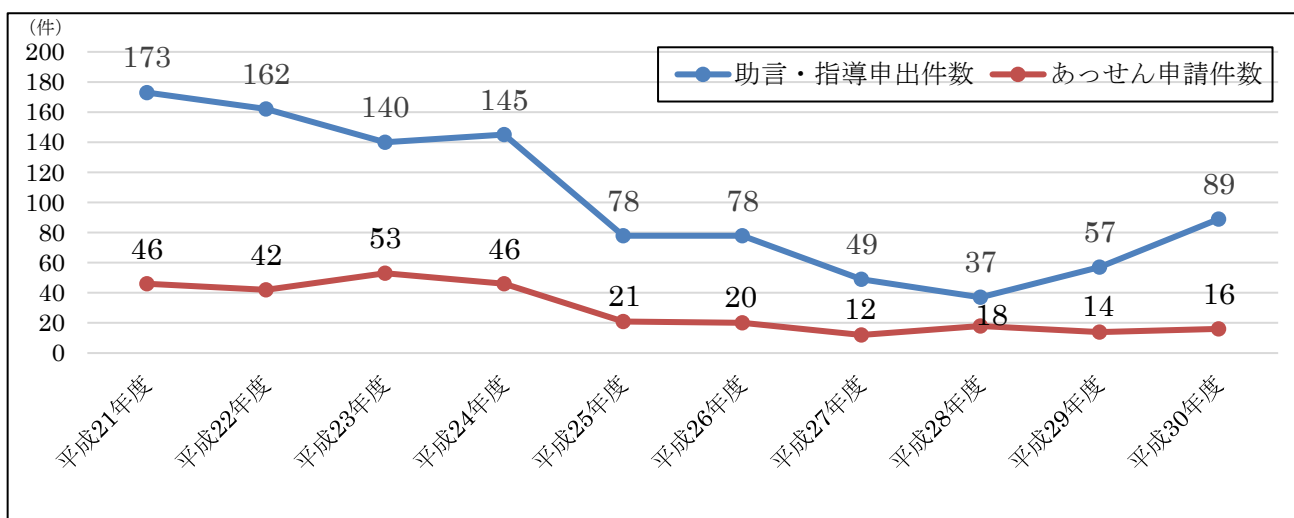
(2) 個別労働紛争解決制度（助言・指導、紛争調整委員会によるあっせん）の利用状況等

和歌山労働局では、個別労働紛争の迅速かつ適正な解決を支援するため、労働局長による助言・指導、紛争調整委員会のあっせんを実施している。

平成30年度の助言・指導の申出件数は89件、あっせんの申請は16件となっており、前年度に比べて、いずれも増加している（第3図-1）。

また、助言・指導の申出内容、あっせんの申請内容を見ると、いずれも「いじめ・嫌がらせ」が最多で、助言・指導では24.2%、あっせんの申請では38.9%を占めている（第3図-2）。

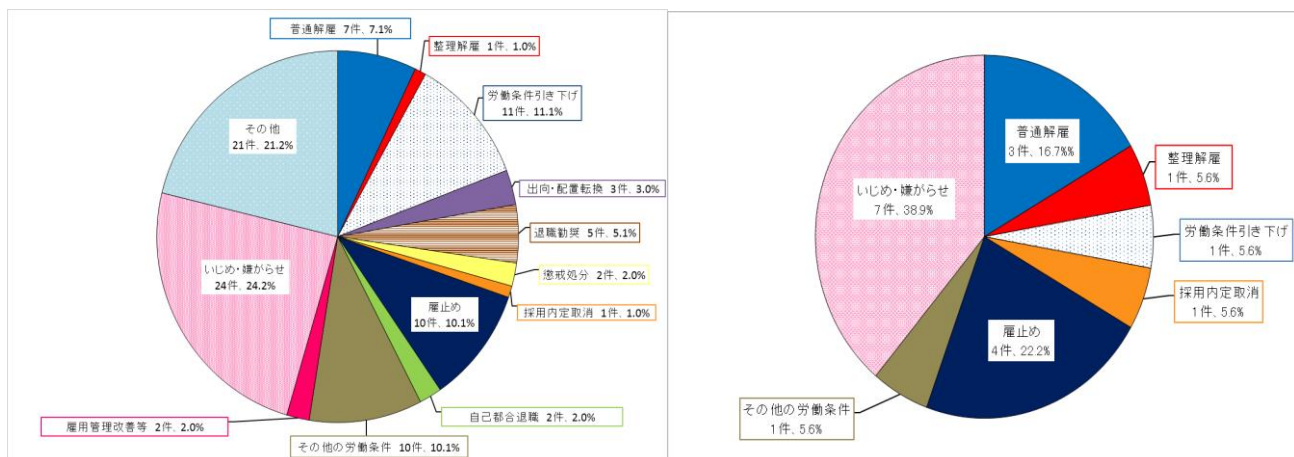
■第3図-1 助言・指導、あっせん件数の推移



■第3図-2 労働局長による助言・指導の申出及び紛争調整委員によるあっせんの申請内容

①助言・指導の申出（申出内容計：99件）

②あっせんの申請（申出内容計：18件）



3 均等関係法令の相談状況

(1) 相談内容別状況について

均等関係法令（男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法）に関する平成30年度の相談件数は810件で、前年度と比べて209件（率で34.8%）の増となっており、うち579件（相談件数の71.5%）が育児・介護休業法に関する相談となっている。

また、労働者からの相談は253件で、前年度から103件（68.7%増）と増加しており、過去3年間で最大となっている（第4図-1、-2）。労働者からの相談内容を見ると、男女雇用

機会均等法に係るセクシュアルハラスメントに関する相談が 51 件と最大であり、労働者からの相談件数の 20.2%を占めており、次いで育児休業に関する相談が 46 件（18.2%）となっている。（第 4 図－ 3）。

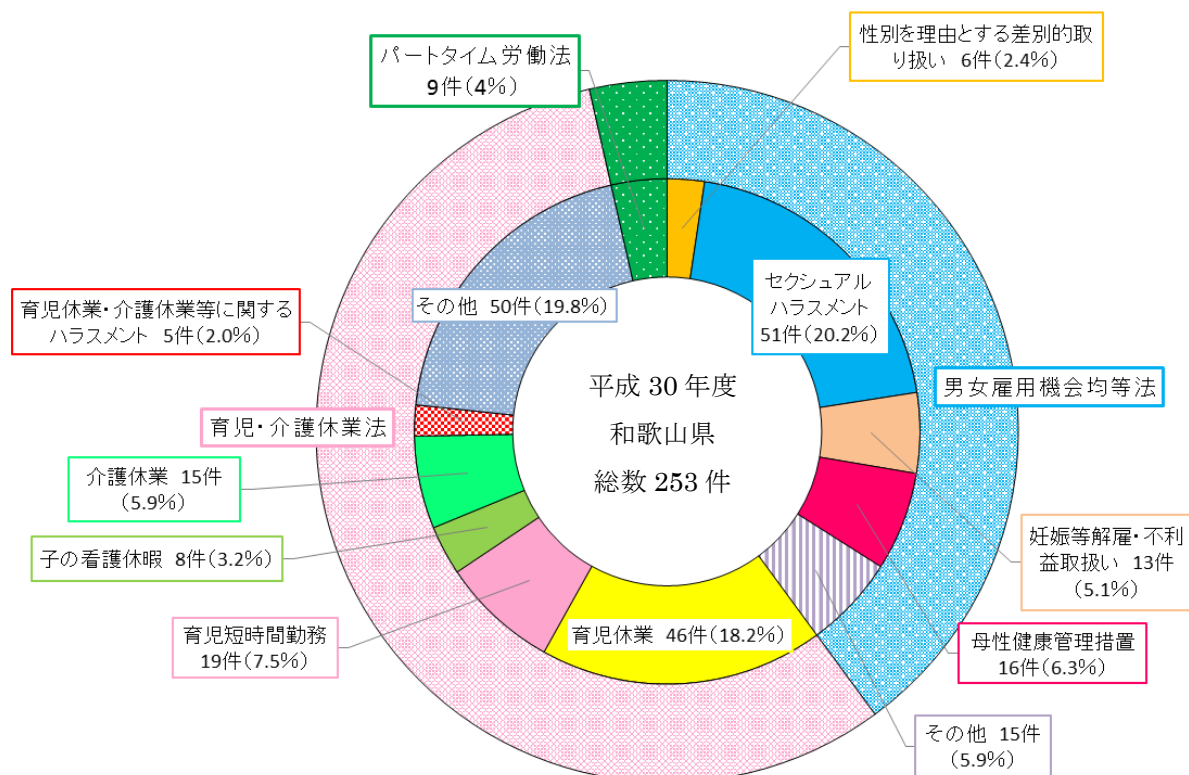
■ 第 4 図－ 1 均等関係法令の相談件数の推移

| 均等関係法令の 相談件数 | 平成 28 年度 | | 平成 29 年度 | | 平成 30 年度 | |
|-----------------|----------|---------|----------|---------|----------|-------------|
| | | うち労働者から | | うち労働者から | | うち労働者から |
| うち男女雇用機会均等法 | 116 | 59 | 141 | 52 | 195 | 101 (51.8%) |
| うち育児・介護休業法 | 501 | 104 | 455 | 96 | 579 | 143 (24.7%) |
| うちパートタイム労働法 | 14 | 3 | 5 | 1 | 36 | 9 (25.0%) |
| 計 | 631 | 166 | 601 | 150 | 810 | 253 (31.2%) |

■ 第 4 図－ 2 相談者の属性

| 相談者の属性 | 【労働者】 | 【事業主】 | 【その他・不明】 |
|---------|--------------|--------------|--------------|
| 計 810 件 | 253 件(31.2%) | 295 件(36.4%) | 262 件(32.4%) |

■ 第 4 図－ 3 労働者からの相談内訳

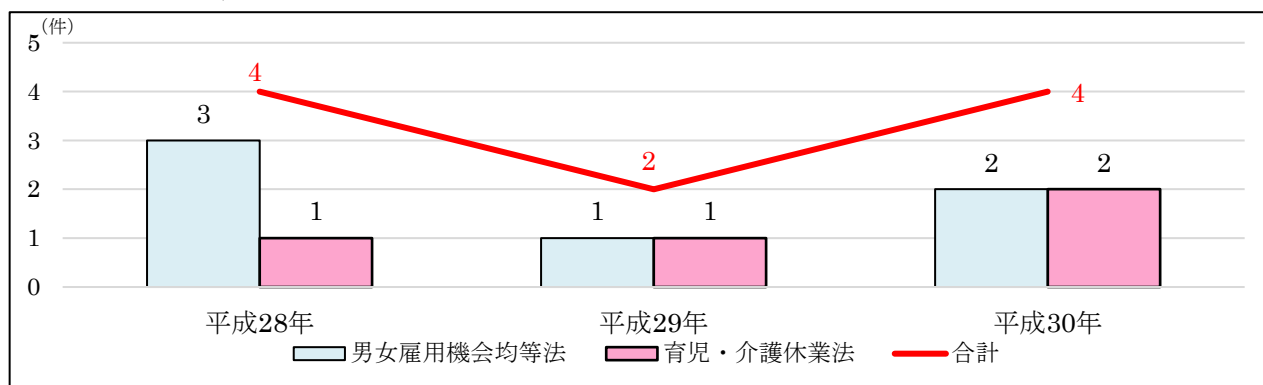


(2) 労働局長による紛争解決援助の状況

和歌山労働局では、均等関係法令に係る労働紛争について、労働局長が紛争当事者に対して解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促進している。

平成30年度の労働局長による紛争解決援助の申立ては4件となっている（第5図）。

■第5図 紛争解決の援助件数の推移（過去3年間）



(※1) 「個別労働紛争相談」：総合労働相談のうち、解雇や労働条件の引き下げといった民事上の個別の労使間の紛争に係る相談。

(※2) 「均等関係法令相談」：男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する相談。

(※3) 「助言・指導」：民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対して解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度。

(※4) 「あっせん」：都道府県労働局に設置されている紛争調整委員会のあっせん委員（弁護士や大学教授等労働問題の専門家）が紛争当事者の間に入って話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度。

(※5) 「労働局長による紛争解決の援助」：均等関係法令に係る労働紛争について、都道府県労働局長が紛争当事者に対して解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度。

和歌山労働局 相談窓口

和歌山労働局総合労働相談コーナー

☎ 073-488-1020

〒640-8581 和歌山市黒田2丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎

和歌山総合労働相談コーナー（和歌山労働基準監督署内）

〒640-8581 和歌山市黒田2丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎 ☎ 073-407-2203

御坊総合労働相談コーナー（御坊労働基準監督署内）

〒644-0011 御坊市湯川町財部1132 ☎ 0738-22-3571

橋本総合労働相談コーナー（橋本労働基準監督署内）

〒648-0072 橋本市東家6丁目9番2号 ☎ 0736-32-1190

田辺総合労働相談コーナー（田辺労働基準監督署内）

〒646-8511 田辺市明洋2丁目24番1号 ☎ 0739-22-4694

新宮総合労働相談コーナー（新宮労働基準監督署内）

〒647-0033 新宮市清水元1丁目2番9号 ☎ 0735-22-5295

② いじめ・嫌がらせ、不当解雇等の相談なら

③ セクハラ・いわゆるマタハラ等均等法や育児・介護休業法等の相談なら

和歌山労働局雇用環境・均等室

〒640-8581 和歌山市黒田2丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎

☎ 073-488-1170